

埼玉県建設産業担い手確保・育成ネットワーク規約

(名称)

第1条 本会は、埼玉県建設産業担い手確保・育成ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、建設産業における担い手不足の現状に鑑み、建設産業団体、教育機関、職業訓練施設、行政機関等が連携して、技術者及び技能労働者を確保・育成することを目的とする。

(構成団体)

第3条 ネットワークは、別表に掲げる団体・機関をもって組織する。

(事業)

第4条 ネットワークの構成団体は、第2条の目的を達成するため、連携して次の事業を行う。

- (1) 建設産業への入職促進に資する事業
- (2) 職場定着、技能向上及び処遇改善に資する事業
- (3) その他ネットワークの目的を達成するために必要な事業

(会長)

第5条 ネットワークに会長を置く。

- 2 会長は、（一社）埼玉県建設産業団体連合会（以下「建産連」という。）の会長が務める。
- 3 会長は、ネットワークの事務を総理し、ネットワークを代表する。
- 4 会長に事故あるときは、会長が構成団体の代表者の中からあらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(総会)

第6条 ネットワークに総会を置く。

- 2 総会は、ネットワークの構成団体の代表者をもって構成する。ただし、構成団体の代表者が出席できないときは、代理の者が出席することができる。
- 3 総会は、年1回以上開催するものとし、会長が招集する。
- 4 会長は、必要に応じて、専門的知識を有する者又は関係者の総会への出席を求めることができる。
- 5 総会の議長は、会長が務める。
- 6 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 第4条の事業の実施計画
 - (2) 第4条の事業の実施報告

(3) その他ネットワークの運営に係る重要な事項

(幹事会)

第7条 ネットワークに幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、会長が指名する代表幹事及び幹事をもって構成する。

3 幹事会は、随時開催するものとし、代表幹事が招集する。

4 代表幹事は、必要に応じて、専門的知識を有する者又は関係者の幹事会への出席を求めることができる。

5 幹事会の議長は、代表幹事が務める。

6 幹事会は、第4条の事業に係る企画及び調整等を行う。

(設置期間)

第8条 ネットワークの設置期間は、設立の日から2025年3月31日までとする。

2 前項の期間は、総会の議決によって延長することができる。

(事務局)

第9条 ネットワークの事務局は、建産連に置く。

附 則

この規約は、ネットワークの設立の日（平成28年3月28日）から施行する。

附 則

この規約は、平成31年3月28日から施行する。

この規約は、2022年3月31日から施行する。

【別表】 ※構成員名簿は、年度末の総会の際に更新

埼玉県建設産業担い手確保・育成ネットワーク 構成員名簿

種別	構成団体名
建産連会員	1 一般社団法人埼玉県建設業協会
	2 一般社団法人埼玉県電業協会
	3 一般社団法人埼玉県造園業協会
	4 埼玉県電気工事工業組合
	5 一般社団法人埼玉県空調衛生設備協会
	6 一般社団法人日本塗装工業会埼玉県支部
	7 埼玉県型枠工事業協会
	8 一般社団法人埼玉建築士会
	9 一般社団法人埼玉県建築士事務所協会
	10 一般社団法人埼玉建築設計監理協会
	11 一般社団法人埼玉県測量設計業協会
	12 埼玉県地質調査業協会
	13 一般社団法人埼玉県設備設計事務所協会
その他建設産業団体	1 埼玉県管工事業協同組合連合会
	2 一般社団法人埼玉県鳶・土木工業会
	3 埼玉県解体業協会
	4 埼玉県鉄筋業協同組合
	5 埼玉県鉄構業協同組合
	6 埼玉県室内装飾事業協同組合
	7 埼玉県内装仕上工事業協同組合
	8 一般社団法人埼玉県左官業協会
	9 埼玉県塗装業協同組合
	10 埼玉県表具内装組合連合会
	11 埼玉県畳組合連合会
	12 埼玉県板硝子商工協同組合
	13 埼玉県防水工業会
	14 埼玉県板金工業組合
	15 埼玉県造園技能検定推進協議会
教育機関等	1 ものづくり大学
	2 埼玉県工業高等学校長会
	1 国土交通省関東地方整備局建政部建設産業第一課
	2 厚生労働省埼玉労働局職業安定部職業安定課
	3 埼玉職業能力開発促進センター（ポリテクセンター埼玉）
	4 埼玉県職業能力開発協会
	5 一般財団法人建設業振興基金
	1 埼玉県県土整備部建設管理課
	2 埼玉県産業労働部人材活躍支援課
	3 埼玉県産業労働部多様な働き方推進課
	4 埼玉県産業労働部産業人材育成課
	5 埼玉県都市整備部営繕課
	6 埼玉県教育局高校教育指導課
	事務局